

官報号外 昭和三十年五月二十六日

○国第二十二回 衆議院会議録第十九号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十年五月二十六日

午後一時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二 郵便年金法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第三 郵便貯金法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第四 郵便振替貯金法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五 自転車競技法等の臨時特例

に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第六 計量法等の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第七 ニッケル製鍊事業助成臨時

措置法を廃止する法律案(内閣

提出、参議院送付)

第八 昭和二十六年度一般会計成

入歳出決算、昭和二十六年度特

別会計歳入歳出決算並び昭和二

六年度政府関係機関決算報告

書

昭和三十年五月二十六日

正(第1号)

昭和三十年度特別会計暫定予算補

正(第1号)

昭和三十年度特別会計暫定予算補

正(第1号)

昭和三十年度自転車競技法等の臨時特例に

關する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号

自転車競技法等の臨時特例に

關する法律の一部を改正する法律案外二件

午後二時二十九分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) お詫びいたしま

す。日程第一ないし第四は一時あと回

しといたしたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一ないし第四は

あと回しといたします。

第五 自転車競技法等の臨時特例

に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第六 計量法等の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第七 ニッケル製鍊事業助成臨時

措置法を廃止する法律案(内閣

提出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、自転

車競技法等の臨時特例に関する法律の

一部を改正する法律案 日程第六、計

量法等の一部を改正する法律案、日程

第七、ニッケル製鍊事業助成臨時措置

法を廃止する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を

求めます。商工委員長田中角栄君。

自転車競技法等の臨時特例に

關する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に

る法律(昭和二十九年法律第百六十
九号)の一部を次のようにより改正す
る。
題名を次のように改める。

自転車競技法等の特例に関する法律

す。第一条第一項中「については」の
下に「当分の間」を加える。

第二条第一項中「振興を図るた
め」の下に「当分の間」を加え、同
条に次の一項を加える。

5. 主務大臣は、第一項又は前項の
計画を定めようとするときは、機
械工業振興協議会に諮問しなけれ
ばならない。

第三条中「収入とすべき金額は」
の下に「当分の間」を加える。

第五条第一項中「金庫は」の下に
「当分の間」を加える。

第五条の二 金庫は、前条第一項の
業務に關する会計について、会計
検査院の検査を受けなければなら
ない。

第五条の三 通商産業省に、機械工
業振興協議会(以下「協議会」とい
う)を置く。

2. 協議会は、主務大臣の諮問に応
じ、この法律によりその権限に属
する事項を調査審議する。

第五条の四 協議会は、委員十五人
以内をもつて組織する。

3. 委員は、國行政機関の職員及
び学識経験のある者のうちから、
通商産業大臣が任命する。

4. 学識経験のある者のうちから任
命された委員の任期は、二年とす

第一 政府案の生活保護費、失業対策
費は、昭和二十九年度予算経費の
月割比率よりみれば、はるかに減
額されており、これでは本年度は
経費不足が明らかであるので、こ
れを増額する必要がある。

昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第1号)、昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第1号)及び昭和三十年度政府内閣機関暫定予算補正(機第1号)の編成等を求めるの動議。

<p>右の社会保障関係経費並びに義務教育費国庫負担金の増額に伴う地方財政の負担増加分は、地方財政の現下の窮状にかんがみて、これを地方交付税交付金の増額によつて補う必要がある。</p> <p>四 政府案の水稻健苗育成費は、本年度の食糧増産の目標からみて不足しているので、これを昭和二十九年度額みなみに増額する必要がある。また、本年度政府案は農業購入補助金を全廃したが、これは食糧増産に支障をきたすので、昭和二十九年度額みなみに計上する必要がある。</p>	<p>五 公務員給与の夏期手当は、現在にも及ばない現状にかんがみて、〇・二五倍月分増額する必要がある。</p> <p>六 政府案の防衛廳費のうち器材費と艦船建造費は削減する。</p> <p>七 右の支出増加による歳入総額に対する差引歳出超過は、國庫余裕及び大蔵省証券の発行によつて充分まかわねられるものである。</p> <p>上述の理由により政府提出案を左の通り組み替えるべきである。</p> <p>(単位百万円、百万円以下切り寸</p>
--	---

慢とかつは無責任に大きな責任があらうと信じるのであります。たとえも、これは本年の一月早々から、あるいはアリソン大使やラドフォード提督との間に領事の交渉が始められ、じんぜん百数十日を費しまして、ついに予算を執行すべき本会計年度に入つて、四月中旬によくその妥結を見たのである。このようにいたしまして、予算の本格的審議が政府の無気力な防衛分担金削減の折衝にたられて著しくおくれた。これが予算審議が渋滞の大きな原因である。しかも、その結果においては、総選舉の途中においては、二百億の分担金は削減をする、うち百億は住宅建設等に回すなどといいながら、千三百二十億は依然として据え置かれ、来年、再来年においてはさらに防衛関係の支出百五十四億が義務づけられてしまつておる。その結果としては、予算の編成権といふ憲法の条章に明らかなる政府の重大なる國務の自主性が国民によつて疑われるに至つては、まことに取り返しのつかぬ痛恨事と言わなければならぬのであります。(拍手)

あるいはまた、その無責任は、われわれは予算審議の壁頭において防衛分担金を提出を始めたのであるが、いまだに防衛厅の試案さもなく提出されておらないのである。今回における予算審議のわれわれの最も重大な内因事は、政府の経済六ヵ年計画と、これと不可分にある防衛年次計画の予算的関係にあつたのである。にもかかわらず、われわれの要求を退け、防衛年次計画といふものはいまだに提供されておらない。これは明らかに国会の予算審議権に対する政府の重大なる軽視であると言わなければならぬ。しかも、その結果、裏においては堂々と再軍備のコースが進められ、政府の抱いておる卵は、平和を象徴するハートの卵ではなく、国際的な猜疑と緊張への卵ではないかといふこと

を、今日国を憂うる国民はことごとく心配いたしておるのである。このようない形において、まず政府の無責任が予算審議の渋滞の大きな原因となつてゐる。

次にまた政府の怠慢を指摘しなければならないのは、われわれは、今国会において、議院運営委員会においても、予算委員会においても、予算を伴うところの法律案はいち早く国会に提出すべきことを要求しておる。にもかかわらず、五月二十日現在において、予算を伴うもの九十八件のうちで、わざかに五十七件しか国会に提出をされたのである。法律に基いて、予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

は受け取れないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政政府が、予算を伴う法律案を提出することなく、国会に予算審議を強制するというの

本予算の基本方針を見ますると、三
十年度本予算案がすでに提出されてお
りまする現在、この予算を基礎として
大よそ月割計算に従つて編成されてお
ることは當りますません。しかし
し、また暫定予算を実施することに
よつて経済生活に与えることのあるべき
き影響をできるだけ緩和しなければな
らぬのであります。この点を配慮して
つつ、各経費についてはその所要額を基
適切に勘案計算するという基本的な考
え方をとつておることが、まず目につ
くのであります。前回の四、五月分の
暫定予算におきましては、その編成成
時まだ本予算案ができ上つておらなか
かつたのみならず、一般暫定予算の性
質上、その内容は、政策的なものは一
切除外をし、前年度予算を基準とし
て、その事務的な経常費のみについ
て、その最小限度の所要額を計上する
といふ方針をとつたことは、御承知の
通りであります。今回の六月分暫定予
算は、さらに継続して一ヵ月間の暫定
予算を実施する結果を考えまして、経
済に与える影響を、特に本予算通過の
場合の年間事業計画の完全円滑な遂行
に支障を与えることのないように配慮
をして、その所要額を計上しておるの
であります。この点は、前例にも沿
い、また時宜に適したものとして、全
面的に賛意を表するものであります。
もちろん、新規経費につきましては、
法律の制定ないし改正が必要とい

たしまするものは計上しておりませんし、その他のものにつきましても、時期的な関係その他の理由によつて、特に六年中に支出負担を必要とするものに限つて所要額が計上されたにすぎませんが、これは、暫定予算の性質上、この程度の制約はやむを得ないところありまするが、本予算のすみやかな通過によってこれを補い得るものと信するのであります。

以下、私は、題を追うて、この予算案の一、二、三の問題について簡単に考えてみたいと思うのであります。

まず一般会計の暫定予算案であります。

第一に、補助費につきましては、四、五月の暫定予算には原則として計上されず、ただ義務的なものであつて、特に四、五月中に支出を必要とするものに限つて計上されておりました。が、今回は、原則として、すでに計上いたしました額と合せて第一、四半期分の所要額となるよう、補助金を全部一般的に計上されております。これは、四、五月暫定予算の際の衆議院付帯決議の趣旨に沿うものであります、適切なる措置と旨すべきであります。たゞ、補助金等の臨時特例法の対象となつておりまする補助金及び三十年度に新たに整理対象となりましたる補助金等を今回の暫定予算に計上しておりますが、せん点には多少問題が残されておると思われるが、これは、別途法律

ないし本予算案の審議において、補助金そのものの在存の問題として検討して、その結果に従うべきものと思うのであります。

第二に、公共事業費及び食糧増産対策事業費につきましては、四、五月分の暫定予算には、災害復旧事業費等を除く補助事業費は原則として計上をしない、直轄事業費についても統続事業費のみを計上することになつております。また、したが、今回の暫定予算においては、補助、直轄の区別なく、四、五月分の暫定予算と合せて年額の三分の一程度となるようになつております。また、北海道、東北、北陸等のいわゆる積雪寒冷地帯の事業費につきましては、四、五月分の暫定予算と合せて年額の二分の一程度となるよう所要額が計上せられ、住宅施設費、文教施設費、官庁營繕費等の施設費に因しまして、も、公共事業関係費同様に所要額を計上しておりますが、これらはすべて事業の性質、地域の特異性に順応したことの適切なる処置と看らるべきであります。従つて、事業の実施に当りましては、この特段の予算措置をした事情にかんがみて、政府は、これらの趣旨を十分に生かすよう特に努力すべきであると思ふのであります。

次に、地方財政につきましては、前同様、公共事業関係費及び一般補助費について所要額が計上せられかつ地方交付税交付金のうち、普通交付税につ

きましては年額の四分の一、三百十九億円を計上しまして、地方公共団体の資金繰りにも考慮をめぐらしておりますことは、まことに一つこうと思ふのであります。

特別会計及び政府関係機関の予算並びに財政投融资につきましても妥当なものと認められるところでありまするが、実行に当つては、暫定予算の性質上、これに伴う影響を最小限度にとどめるよう十分配慮されんことを願つておるに要望するものであります。

以上、三案に対して私は賛成の意見を述べたのでありまするが、両社会党より提案をせられましたる組みかえ案については、ただいま原案賛成の理由のうちに申し述べましたことを援用すれば十分であると思うであります。しかしながら、きわめて簡単に、一、二点についてその批判をいたしてみたいと思うであります。

生活保護費、また失業対策費、義務教育費の国庫負担金は、いずれも三十年度本予算においては増額となつておることは御承知の通りであります。その増額せられたる本予算の金額をこの月分として配分をしたものでありますので、従つて、この六月暫定予算においても従前に比して増額せられておることは言ひでもないであります。ただ、生活保護費に限りますては、三十年度の本予算案においては、数字の面において、総額には減額のようになります。

裁せられておるのでありますけれども、前年度の赤字、前々年度の赤字の差引上より考えてみますと、實質的には大きな増額となつておるのであります。十一億円を越したるところの増額分であります。従いまして、この増額分をもつていたしますならば、この六ヶ月の期間において十分にこれらの諸経費をまかない得ることは言うまでもないであります。この場合において、組みかえの要求動議には、まずこれら経費を増額せよと言う。この増額はすでに実現をしておる、私はこういふ反覆をいたしたいのであります。さらにもう、その財源について述べるところはきわめて少いのでありますけれども、財源として認めらるべきものは、まず防衛費の減額二十五億八千五百円であります。それによつて足りないものについては国庫の余裕金を回せと言ふ。大蔵証券をもつてまかなえども、言ふ。しかしながら、今組みかえ動議に要求せられたる六月分の七十一億円という金額は、これを年間に通算いたしてみまするならば、ちょうど、あたかも防衛費の総額に当つておるのであります。そして、その総額の中から五十五億円をこの月分に差し引き、一方は臨時の性質を持つもの、また単なる資金繕りの性質を持つところの大蔵証券である。他方においての支出は恒久的な支出であるのであります、かよに一時限りの財源をもつて

官報(号外)

恒久的なところの支出を作ら組みかえの要求は、まさに財政の原則をも破棄するものであると言わなければならぬのであります。(拍手)

もちろん、私はその趣旨を了とせざるわけではありません。しかしながら、かような現実の問題は、財政の現実でございます。単なる主張だけによつてそれが実現するものではないのであります。主張は主張、現実に價格なる財政の原則、この点を踏み誤まつてはならないのであって、われわれは、生活保護費その他の増額は、この

六月の暫定予算においては十分に組み入れられておることを主張いたしまして、従つて、原案に賛成し、この組みかえ動議に反対をいたす次第なのであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中稔男君。

【田中稔男君登壇】

○田中稔男君 私は、両派社会党を代表して、政府提出の六月分暫定予算三案に反対し、両派社会党提出にかかる、これが組みかえ三案に賛成するものであります。(拍手)

私は、まず、六月分暫定予算案を提出するに至った政府の重大なる政治的責任を問わんとするものであります。さきに、政府は、四月及び五月分の暫定予算案を編成し、その承認を国会に求めたのであります。その際、政府は、かような現実の問題は、財政の現実でございます。単なる主張だけによつてそれが実現するものではないのであります。主張は主張、現実に價格なる財政の原則、この点を踏み誤まつてはならないのであって、われわれは、生活保護費その他の増額は、この

六月の暫定予算においては十分に組み入れられておることを主張いたしまして、従つて、原案に賛成し、この組みかえ動議に反対をいたす次第なのであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中稔男君。

【田中稔男君登壇】

○田中稔男君 私は、両派社会党を代表して、政府提出の六月分暫定予算三案と表裏一体の關係にある各種重要法案における難闘に遡着して、本予算案の国会提出がはなはだしくおくれたためであ

ります。これは明らかに政府の対米外交における一大失態と言わなければなりません。(拍手) 第二の事由は、予算委員会における本予算案の審議に当り、政

府の答弁が誠意を欠き、特に、たとえは、羅風予算の悲しき姿を露骨に見せつけられたのであります。(拍手) 第二に指摘しなければならないこ

とは、七十一億七千九百万円に達する防衛費の、前年度月割額に比べた著しい増加であります。しかも、防衛分担金に關する日米共同声明にも明らかにされておりますように、防衛費は

今後ますます増額の一途をたどることが予想されるにもかかわらず、防衛分担金の削減は本年度限りのことなつてゐるのであります。従つて、明年度以降における防衛関係費全体の増加は

驚くべきものとなるに違いありません。大衆の犠牲の上に強行されつつある事実が、ここに如実に現われているのであります。(拍手) また、失業対策費二十六億六千八百万円は、昨年度月割額に比べて確かに増額されておりますが、失業者数の増大には、はるかに及ばない

ることのない旨をわれわれに断否したことのあります。しかしに、政府は、今

やここに六月分暫定予算案を提出する

ことによって明らかに食言の罪を犯したのであります。かくのごとく、年度

初めの数カ月間にわたり暫定予算を繰り返すことによつて、中央及び地方を通じて國の經濟と國民生活は正常な運

行を著しく阻害されるに至つたのであります。

しかば、何ゆえに政府は再びここに暫定予算を編成しなければならない

のであります。すなわち、この暫定予算

は、いわば本予算案の縮図であります。

したがであります。第四の事由は、紗葉丸事件、漁取加算問題等、予算委員会の論議を紛糾させたのであります

が、これはいずれも政府の責任に帰す

べきできごとにほかならないのであります。

さて、この六月分暫定予算案においてまず第一に目につくことは、防衛分

担金が一円も計上されていないことであります。このことは一見奇異に感じ

ます。終に地方財政の窮屈はその極に達し、たとえば佐賀県のごとき、破産寸前といふ状態に陥っているのであります。

しかし、最も重大な問題は、防衛費の絶対的な大きさではなく、社会保障関係費等と比べたその相対的な大きさであります。すなわち、この暫定予算案によりますと、六月分の生活保護費

三十六億三千五百万円は、昨年度月割額に比べてむしろ若干増額されているよ

うに見えておりますけれども、赤字補てん分を控除いたしますれば、もれないのであります。そこで、政

府は、保守合同を廢することによつて

本予算案の早急通過をはかるとして

おりますが、その保守合同案は、政策

抜きの政治的的合意にはかならないのであります。(拍手) 政府の発表によりま

すと、今日わが国における要保護者の数は実に一千万人をこえるのであります。しかし、現実に生活扶助を受け

て、早手回しに一括計上されているの

であります。何よりもまず防衛分担金

をといふのが、政府の歳出予算編成における鉄則であります。ここに、われわれは、羅風予算の悲しき姿を露骨に見せつけられたのであります。(拍手)

これが早期に実現したいたしますな

ります。これは明らかに政府の対米外交における一大失態と言わなければな

いに終ると考えられます。もし万一これが早期に実現したいたしますな

ります。これは明らかに政府の対米外交における一大失態と言わなければな

いに終ると考えられます。しかし、現実に生活扶助を受け

て、早手回しに一括計上されているの

であります。何よりもまず防衛分担金

をといふのが、政府の歳出予算編成における鉄則であります。ここに、われわれは、羅風予算の悲しき姿を露骨に見せつけられたのであります。(拍手)

これが早期に実現したいたしますな

ります。これは明らかに政府の対米外交における一大失態と言わなければな

いに終ると考えられます。しかし、現実に生活扶助を受け

て、早手回しに一括計上されているの

であります。何よりもまず防衛分担金

最後に、私は、公務員の夏季手当の増額の必要を強調したいと存じます。現在、公務員の給与水準は、人事院勧告を無視して、きわめて低位に抑えられており実情であります。公務員の低賃与は一般労働者の低賃金に通じ、さらにはそれは農民の低米価に通じるものであります。これは独占資本の冷酷な要請であります。公務員及び公職員の低賃金が、労働強化と相待つて、その非能率、不正及び事故の根因であることを、この際政府は特に反省すべきであります。(拍手)しかるに、公務員の夏季手当が、本年度も、六月分暫定冬季案において、わずか〇・七五カ月分しか計上されていないのであります。昨年は苦しい操作によって実質的には

本議案は、さきに当院付帯条件付で可決せられたるものであり、将来年間合は、これと一括使用せあります。昭和三十年度は、下目下予算委員会においてまして、もっぱら政不手きわ、無為、怠慢にその五月中成立は全く不しておるのであります。私政府の無為、怠慢によつておりまつた。第二次の如きは、鳩山内閣以來六ヵ月にわたります。

第二回の現状を、お詫びしてお聞かせ下さい。まことに、年未だ暮れぬのに、この大騒ぎは、何事かとおもふが、お詫びしてお聞かせ下さい。

の三月に第二回開催され、この間は内閣が改組され、閣議決定された。この内閣は、内閣閣僚の半数が新進閣僚で構成され、内閣の運営は、内閣総理大臣の裁量によって行われた。

第三節 防衛分担の実現とその問題

予算案の提出なく、その努力は地方選挙がいかと認められ手をわからでなく、その努力は地方選挙が存するに、それは存するに、あるいはなく、にもなつてゐる。政府の聲明によると、あるいは四十五件中、法律案中、この提出済みのうち、出せられました。それより提出済みのうち、出せられました。

申すが、中央に對するの、當に、はす、濟の向上ますに及ること、ると、いたし、から、七十は、七十といふ、この暫いとて、予算の数りま

までもなく、地方を通じしまして非常のみならず、国対しましてものであります。発展をはかりを期することにかかわらず、は、われわれは、財政的欠点であります。(拍手)

暫定予算の速
て、行政百般
なる不利益を
民經濟の円滑化
重大なる悪影響
す。今や、そ
、国民生活の
は喫緊の要務と
す、じんぜん
陥を統けてお
れのきわめて済
として、この地
たないと存する

統は、
の運行
を招來す
る運
行なる運
行を及
ぼが國經
の安定、
のあり
ん數カ月
参ります
運搬とす
機会にお
促し、警
次第であ

のであります。政府のインチキ統計に
よりましても、完全失業者は、現在す
でに八十万をこえ、昨年に比し二十万
の増加であります。しかるに、失業対
策費は、わずか五万人分だけを加え
て、二十二万人分の就労を見込んでい
るにすぎないのであります。しかも、
失業者数は今後増大するばかりであ
ります。日本の経済の繁栄は輸出の増
大にかかるており、輸出の増大のため
には生産コストの引き下げを必要とす
るのでありますが、たとえば、その一
方策として近く政府が国会に提案しよ
うとしておる石炭工業合理化法案のご
ときも、結局大量失業を生み出すにす
きないのであります。

一月分に達し
間企業との均
りに主張する
以上の観点
党の六月分暫
成するもので
○副議長 村山
君
「植木庄吉」
○植木庄吉郎
いたしまして
ておりますする
まして、若干
に賛成 社会
対の討論を行
。 (略)

たようであります。民
衆の意見を付して政府原案に反
対するものであります。

す。ところでもき
すところの事務中でもき
憾ながら成す。不手善
を得ない。

が、現内閣はさわめて重要な予算編成に、
その要領といたしましては、
是れを経た本年
再開となりま
る予算管理内閣を
わゆる所信演
され、なそ
るに予算編成の
文書とでも言
ふ。これでお茶

は、数多くの
な國務であり
つきまして、
を欠いており
連続を認めざ
は、その第一
一月に第二十
しても、世上
もつてみずか
説や連選挙對
とすればなし
大綱と称する
編成、提出をさ
を濁しておつ

國 ま 遵 ま 次 二 一 い ら 策 得 意 た 出 た

ことに予算編成は、その他に出来ば、それ以後引き続いて、その國政にござります。なぞう、あつたのである年度の予算案を提出いたしましたことは、内閣の守る規則を無視す。しかも、はたはたも、政府のな

主張關係とと
て留任して
当つておられ
とすればなし
ります。そ
をその前年度
まして国会の
憲法の精神に
の規定にかん
多年の慣習に
すべき重要なな
べき当然の義
山内閣は、こ
して、ついに

たるもに現在で委員会約半數りります。よしよしよふとて度の年とつなります。によりによります。は、わにわれるもあらはるる務で國務審議照らがみ微し前年れらあるる

ました資料中
たものは、ここ
をいりありさ
体たらくでこ
におきまして
五月中成立が
は、あまりにも
今後の推移
七月分の費定
心よりこの点
ます。しかも
側の不誠意、
るであり、
任に帰すべき
明瞭でござ
る。

、國日
れまた
まあ
ざいま
、本年
不可能
当然で
いかん
予算さ
るので
をおそ
、それ
不手ぎ
また、
もので
ます。

させてここに明らかにいたしたいと思ふのでござります。(拍手)
御承知のとく、ソ連は、サンフランシスコ平和条約の調印を拒否いたしまして以来ずっと同じ態度をとり続けて参ったのでござりますが、国際情勢の変化に伴い、昨年半ばころよりその態度を改めて、日本との平和正常の關係を回復するに異存のない意思表示をなすに至りました。昨年十二月鳩山内閣成立直後、両国間の戦争状態をすみやかに終らしめ、平和の正常關係を回復したい日本側の意向にこたえました。ソ連側はこれに賛意を表するものであるとの趣旨を声明いたしました。起訴一月二十五日以来数次の往復を経て、二月十六日、日ソ関係の正常化を目指してとり得べき措置について意見の交換をすることに双方の合意が成り立いたしました。交渉の場所につきましても、四月二十六日、ロンドンということが決定いたしました。ここにおいて、わが方は、全権委員として外交の経験に富む衆議院議員松木俊一前駐英大使を任命することに決定をして、これに因し国会の御承認を得た次第でござります。松木全権は不日出發し、六月初めに開かるべきロンドンにおける交渉に入ることに相なつておる次第でござります。

て、両国が相互に受諾し得る条件を発見するため交渉を開始するわけでございます。すなはち、戦争状態を終結して平和を回復するための平和条約を締結し、もって国交を樹立して外交使節を交換し得るようになることが本文交渉の目的でございます。

平和を回復するためには、互いに他方の立場を認め、領土に対する主権を尊重し、内政に介入せず、紛争は平和的に解決するという精神を互いに確認することが必要と思います。ソ連との間には、戦争状態の結果として、いろいろな問題がありますが、今なおソ連に抑留されている同胞の釈放、帰還の問題は、まつ先に解決をはかるべき問題であると信ずるのでございます。(拍手)さらには、北海道所属の島々、千島、南樺太等のいわゆる領土問題、北洋漁業問題、通商貿易の問題、または日本の国連加入の問題等、全国人民のひとしく大きな関心を持つておる問題が多くあるのでございまして、これらの問題につきましては、国民的要望に従つて、極力その解決に努力する所存でございます。(拍手)

今回の対ソ交渉は重大な外交交渉であることは論を待ちません。かかる重大な外交交渉につきましては、全国の力強き世論を背景とするにあらざれば、なし遂げ得るところではございません。この点については、政府も極力を

どうぞ、以上政府の所信を了とせられて、各位の有力なる御支持を与えられることをお願いする次第でござります。(拍手)

○謹長(益谷秀次郎) ただいまの演説に対する質疑

○謹長(益谷秀次郎) ただいまの演説に対する質疑の通告があります。頗るこれを許します。大橋武夫君。

〔大橋武夫君登壇〕

○大橋武夫君 私は、自党を代表いたしまして、重光外務大臣のただいの演説に因連し、日ソ交渉の根本方針について、鳩山総理大臣に対し質疑いたします次第でございます。

昭和二十年八月、ソ連の宣戦によって日ソ間の平和が破れ、その後わが国のボツダム宣言によつて戦闘行為は停止せらるましたが、講和条約となおこれが締結を見るに至つております。よつて、一日もすみやかに日両国間の平和関係の確立を希望することは、わが国民としてもより当然のことであります。(拍手)しかしながら、今日の国際情勢下におけるわが国の外交といつしましては、自由諸國の協力態勢を確立し、自由世界におけるわが国の地位の強化をはかる根本であつて、この線に沿うて全般外交を進めなければならないといふことです。

が党の常に強調してきたた
施政方針の演説において、現内閣は、
大臣は、きわめて簡単では、
同様の方針を述べられて
います。しかし、国会に
総理大臣のその後の答弁書によると、
すると、この方針をどこまで
もりであるか、いささか
さざざるを得ない感がいよいよ
手)

船山内閣は、日ソ両国の即時交渉のための交渉に臨まること
であります。が、この交渉に
わが方としては、もとより
幾多の主張すべし事柄を有
す。かかる主張を貫徹する上
に於ては、本交渉と時期と同様に、
諸国との完全なる支持にて
國の國際的地位の強化され
会議が催されます以上
の肝要であると存じます。
ことに、本交渉と時期と同様に、
他方におよて英、米、仏、
諸國の足並みがそろうといふ
交渉の成否に至大の影響が
あればなりません。従つ
との協調といふが国外から
の徹底は、日ソ交渉に際
しつつ行動するといふ断
なる事柄となる次第な
有しておられるかどうか。

船山總理大臣は、今回のい
つては、この基本方針を

くとも、交渉の初めに当り、まずソ連側がサンフランシスコ条約体制を認めるかいかないかを確認してから交渉に入ると、いうだけの用意を持っておられるかどうか。まずこの点について第一にお話をきいてみたいと存じます。(拍手)

第二に、今日、日ソ間ににおける未解決の問題として、未帰還同胞の引き受け問題があります。抑留同胞の引き受けは前内閣以来逐次実施せられました。が、今なお相当多数の同胞が抑留せられておりますことは周知の事実であります。しかも、これら同胞の抑留は、ボツダム宣言に違反し、国際の法規慣例にもとり、人道上からも照視することができない、明らかな不法行為なのであります。(拍手)従って、この問題は、今日、日ソ交渉の結果、両国情の関係の正常化がなるとならないとの関係なく、一日もすみやかに解決されなければならぬのでございます。(拍手)すなわち、この問題こそは全く国交正常以前の問題であると言わなければなりません。従って、この問題については、当初から国交調整の問題とは切り離して主張すべきものであり、國交調整の問題と関連して取引すべきものでは断じてありません。(拍手)されば、鳩山総理大臣がこの未帰還者引揚げ問題だけはどこまでも今回の国交調整の問題と切り離して解決するお考えであるかどうか、この点を明確にござります。(拍手)

第三に、今日、日ソ間ににおいては、国交正常化に際し解決を要する幾多の懸案があります。領土問題、漁業問題、国連加入問題等がそれであります。本来から申しまするならば、これらの問題の解決が、あって初めて国交調査といふことになるべきものと言わなければなりません。しかし、これらは懸案事項は、一つとして解決の困難ならざることはあります。従つて、そのことごとくが解決しなければ國交を回復しないとするならば、國交の回復は遠い将来の夢物語となつてしまいます。しかし、いやしくも諸和約を結ぶのであります以上は、少くとも和議の基本を頼たる領土問題だけは解決されなければならぬということは当然でございます。(拍手)ことに領土問題につきましては、わが國はソ連に対し当然主張すべき幾多の重要な事項を持つております。第一に、歯舞、赤丹、千島、樺太交換条約以前から長年わが國固有の領土であつたものであり、ことに、サンフランシスコ会議においては、吉田全権はこの点を特に演説において明白にいたしておるものなのです。第三に、北千島、南樺太については、鳴山總理大臣は返還を主張するということをみずから国会においても述べておられました。他のすべての懸案が解決しないといたしましても、少くとも講和の基礎

となるべきこれらの領土問題についての原則的な了解がなくては、講和の実現は全く失われると言わなければならぬと思います。(拍手)鳩山総理大臣は、従来、いろいろな機会において、ます第一は国父の回復であり、それができてから、だんだんに懸案の解決をはかるのであるといふ意味を述べられておりますが、これは明らかに本末の転倒もはなはだしいと言わなければなりません。(拍手)今日、鳩山内閣の日ソ交渉に対する心がまえは、交渉に対する方の態度として、まず何よりも先に国交の回復をはかり、しこうして後に懸案の解決に進むという行き方をとるか、それとも、まず懸案の解決、小くとも領土問題についての原則的な了解を得て、その上で初めて国父回復をはかるという行き方をとるのか、この点はぜひこの機会にあらためて明確にしていただきたいと存する次第であります。(拍手)すなわち、鳩山総理大臣は、少くとも領土問題の原則的了解がない以上は漫然たる国交の回復といふことがごときことは断じてあり得ない、とあるということを、果して断言することができます。(拍手)第四に、私は、今回の日ソ交渉にかけて、本当に申しまして、ソ連が、引き揚げ問題をえさにして、わが國に對し東シベリアの交換をはかるのではなか、そして、選舉の公約に引きずらわれた現内閣が、効をあせるの余り、

さむざその術中に陥るのではないかといふ点を、心から心配いたしておるのあります。(拍手)先にも申し述べました通り、引き揚げ問題は、国交調整以前の問題であつて、国交調整ができる、できないにかかわらず、必ず解決しなければならぬ問題であります。(拍手)従つて、わが國もいたしましては、国交調整に当つては、これを引き揚げ問題と引きぶえにすべきものでは断じてありません。(拍手)少くとも領土問題と引きかえなれば、この交渉は、わが方の現実の利益はなかつたといふ結果となるわけでござります。しかし、どうして、引きかえるべき現実の利益がなくして、漫然國父の回復が行われ、諸國に類例のない機構を備えております。百人、二百人といふ膨大な人員を擁し、しかも、そのうちには、正規の外交官及び駐在武官のほかに、ソ連共産党及び国際共産黨の指導幹部要員、ソ連國家秘密警察の諜報要員等を含む共産主義活動の一大諜報宣伝機関であります。(拍手)かかる共産主義活動の大拠点が国内に出現し、しかも、その多数の要員が外交官の特権のもとに自由に活動することに思いをいたすとき、これに対処するわが国内の體勢は現状のままで果して妥如たり得るか、きわめて憂慮にたえない点であります。

対応する国内態勢についていかなる用意ありや、つまびらかに承知をいたしました。第五に、日ソ国交回復は鳩山内閣の選挙題目の一つであります。今回の日ソ交渉は、その当然の跡始末であります。しかし、選挙公約の跡始末としては、現内閣の力に比して、あまりにも問題が大き過ぎるのであります。日ソ間の平和回復ということは、國內何人も反対する者はありません。しかし、この問題は、いかにも大きな問題であります。従つて、この問題を処理するためには、もとより大きな準備が必要となるわけあります。しかるに、現内閣のやり方は、不用意、無準備であります。従つて、この問題を処理するためには、わが党としては、その都度、慎重に進まることを要切にし、また警告して参ったところであります。

日ソ交渉にあえて大きな期待をいたしておるところは、漠然たる國父の回復では断じてありません。それこそ、全民族の民族的主張ともいべきこれら問題についての現実の国家的利益が交渉を通じて正しく守られるであろうということを心から希望すればこそなります。(拍手)もしこの希望が攻勢に利用せられ、ソ連の日本中立化政策の術中に陥り、祖国を共産主義の脅威にさらすのみと言わなければなりません。何分にもソ連相手の外交は一筋なでは行かぬことは、つとに世に定評のあるところであります。私は、この交渉に臨む以上、政府は、十分なる準備と、不退転の決意と、非凡なる忍耐と、質問なる努力とをもって、この交渉を実質的にかわるとよう、最善を尽されんことを切に望まさるを得ません。(拍手)

しかしながら、目的の達成には、内は国民の圧倒的支持と、外は自由諸国との全面的な支持が必要なのであります。今まで果して政府はこの内外の支持を確保する努力において欠くるところがなかつたと言えるでしょうか。出発直前の全権を伴つて鳩山總理大臣がにわかにあいさつ回りをしなければならないといふ今日のありさまについて、政府のすでに深く反省せられては、政府が今さらのことと信じます。政府が今さらの

(号) 外 報 告 官

どとく日ソ交渉の重大性を認識して他党の協力を呼びかけるに至った気持ちについては、私もある程度理解できるつもりであります。しかし、およそ一つの問題について他人の協力を求める者の態度として、その事を始めるや、他人と協議しないで独断専行し、困難なる途中に及んで、にわかに、他人についてきて手伝えと言ふよくななどが、正しいやり方と言えるでしょう。これでは、全国民的な支持を期待しても、期待する方が無理だと言ひべきであります。そして、この四係は、ひとり国内だけのことではありません。いやしくも由諸国が多大の同心と利害を有している問題について、不注意に第三国と折衝し、ために自由諸国の疑惑を招くようなことでは、つた内外のやり方について、鳩山内閣の譲成にして真摯なる猛省を切に期待する次第であります。(拍手)

交渉の前途は、おそらくは、遠くまた陥しいことあります。鳩山総理大臣は、この重大かつ困難なる交渉に際して、成功のかぎとなるべき内外の支持を今後いかにして得ようとなさいますか、御所信のはどを明快にお示しいただきたいと存じます。(拍手)

どとく日ソ交渉の重大性を認識して他

○國務大臣鳩山一郎君登壇

官質問に對してお答えをいたします。

自國との協力態勢を推進すると

いうことを外交の基調とすることは、たびたびモニタ会で申しましたごく、

これを外交の方針としております。言

うまでもないことでございます。(拍手)

○森島守人君

大蔵君の御

質問に對してお答えをいたします。

いわゆる外交の基調とすることは、

たゞかを確認してから交渉に入る用

意があるかということです。

わが國がサンフランシスコ条約体制を認める

かどかを確認してから交渉に入る用

意があるかといふことでござりますが、

わが國がサンフランシスコ条約の上に立っているということは、ソ連はひろく承知しているのですから、今さら確

かめなくとも当然わかっていること

思ひます。(拍手)

それから、引き揚げ問題を切り離し

て調整前に解決する用意があるかとい

うよろな御質問でありましたが、この未歸還の抑留者の問題というものは、

日本を期しまして、内外の信、支援を

得て、所期の目的を達することに力を

注ぐつもりでござります。(拍手)

「領土問題」と呼ぶ者あり)

領土の問題――つまり、このたびの

日ソ交渉――のものは、戦争状態終結を

目ざして、戦争状態のなかつたように

するための国交調整なのであります。

戦争によって起つたところの諸問題、

あるいは領土の問題、あるいは未帰還

兵の問題とか、北洋漁業の問題など、

戦争によって起つたところの諸問題を

解決するということが國父調整の目的

なんですから、そういう目的を達成す

ることに努力するということは、これ

も言わなくてはわかつておることであ

ります。(拍手)

○議長益谷秀次君

森島守人君。

森島守人君登壇

○森島守人君

私は日本社会党を代

表いたしまして、ただいま重光外務大

臣より御報告のありました日ソ国交調

整の問題に關しまして、鳩山総理大臣

よりおきましても、まだ国外におき

ます。日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日ソ交渉の

開始自体に對しこれを快しとしない、

機会あることに干渉の措置にいするお

それのありますことは、あらかじめ

警戒しておかねばならないと存する次

第でござります。

ここにおきまして、私が第一に鳩山

総理大臣に對してお伺いたいの

は、総理は、この内外両面から來たる

妨害的または干涉的措置を断固として

排除し、自主独立の立場から世界平和

のために日ソ交渉を妥協に導く決意を

有せらるるやいなやといふ点でござい

ます。(拍手)さらに、最近、保守政党

の一部におきまして、保守勢力の結果

をはからんとする動きのありまするこ

とは、否定し得ない事実であります。も

し、日ソ国交の回復をはからんとする

民主党、これを快しとしない自由党と

して、最も憂慮にたえませんことは、

国内におきましても、まだ国外におき

ます。しかし、日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日ソ交渉の

開始自体に對しこれを快しとしない、

機会あることに干渉の措置にいするお

それのありますことは、あらかじめ

警戒しておかねばならないと存する次

第でござります。

ここにおきまして、私が第一に鳩山

総理大臣に對してお伺いたいの

は、総理は、この内外両面から來たる

妨害的または干涉的措置を断固として

排除し、自主独立の立場から世界平和

のために日ソ交渉を妥協に導く決意を

有せらるるやいなやといふ点でござい

ます。(拍手)さらに、最近、保守政党

の一部におきまして、保守勢力の結果

をはからんとする動きのありまするこ

とは、否定し得ない事実であります。も

し、日ソ国交の回復をはからんとする

民主党、これを快しとしない自由党と

して、最も憂慮にたえませんことは、

国内におきましても、まだ国外におき

ます。しかし、日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日ソ交渉の

開始自体に對しこれを快しとしない、

機会あることに干渉の措置にいするお

それのありますことは、あらかじめ

警戒しておかねばならないと存する次

第でござります。

ここにおきまして、私が第一に鳩山

総理大臣に對してお伺いたいの

は、総理は、この内外両面から來たる

妨害的または干涉的措置を断固として

排除し、自主独立の立場から世界平和

のために日ソ交渉を妥協に導く決意を

有せらるるやいなやといふ点でござい

ます。(拍手)さらに、最近、保守政党

の一部におきまして、保守勢力の結果

をはからんとする動きのありまするこ

とは、否定し得ない事実であります。も

し、日ソ国交の回復をはからんとする

民主党、これを快しとしない自由党と

して、最も憂慮にたえませんことは、

国内におきましても、まだ国外におき

ます。しかし、日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日ソ交渉の

開始自体に對しこれを快しとしない、

機会あることに干渉の措置にいするお

それのありますことは、あらかじめ

警戒しておかねばならないと存する次

第でござります。

ここにおきまして、私が第一に鳩山

総理大臣に對してお伺いたいの

は、総理は、この内外両面から來たる

妨害的または干涉的措置を断固として

排除し、自主独立の立場から世界平和

のために日ソ交渉を妥協に導く決意を

有せらるるやいなやといふ点でござい

ます。(拍手)さらに、最近、保守政党

の一部におきまして、保守勢力の結果

をはからんとする動きのありまするこ

とは、否定し得ない事実であります。も

し、日ソ国交の回復をはからんとする

民主党、これを快しとしない自由党と

して、最も憂慮にたえませんことは、

国内におきましても、まだ国外におき

ます。しかし、日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日ソ交渉の

開始自体に對しこれを快しとしない、

機会あることに干渉の措置にいするお

それのありますことは、あらかじめ

警戒しておかねばならないと存する次

第でござります。

ここにおきまして、私が第一に鳩山

総理大臣に對してお伺いたいの

は、総理は、この内外両面から來たる

妨害的または干涉的措置を断固として

排除し、自主独立の立場から世界平和

のために日ソ交渉を妥協に導く決意を

有せらるるやいなやといふ点でござい

ます。(拍手)さらに、最近、保守政党

の一部におきまして、保守勢力の結果

をはからんとする動きのありまするこ

とは、否定し得ない事実であります。も

し、日ソ国交の回復をはからんとする

民主党、これを快しとしない自由党と

して、最も憂慮にたえませんことは、

国内におきましても、まだ国外におき

ます。しかし、日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日ソ交渉の

開始自体に對しこれを快しとしない、

機会あることに干渉の措置にいするお

それのありますことは、あらかじめ

警戒しておかねばならないと存する次

第でござります。

ここにおきまして、私が第一に鳩山

総理大臣に對してお伺いたいの

は、総理は、この内外両面から來たる

妨害的または干涉的措置を断固として

排除し、自主独立の立場から世界平和

のために日ソ交渉を妥協に導く決意を

有せらるるやいなやといふ点でござい

ます。(拍手)さらに、最近、保守政党

の一部におきまして、保守勢力の結果

をはからんとする動きのありまするこ

とは、否定し得ない事実であります。も

し、日ソ国交の回復をはからんとする

民主党、これを快しとしない自由党と

して、最も憂慮にたえませんことは、

国内におきましても、まだ国外におき

ます。しかし、日ソ国交の正常化を阻害せ

んとする試みのあることがあります。

お、日米両国との基本的関係もしくは中

ソ友好同盟相互援助条約の存在などを

理由をいたしまして、日ソ両国関係の

調整を妨害し、これを挫折せしめんと

の意図を持つておるようでございま

す。(拍手)他方、日本をあくまで自己

の陣営内に封じ込めるアーティラ

ー第三國におきましては、日

昭和三十年五月二十六日 東議院会場
が合同ないし連携をはかるがどときこと
がありましたならば、日ソ国交調整
自体に対していかなる影響を及ぼすか
は、識者の一樣に懸念しておるところ
であります。かかる情勢のもとにおき
まして、総理が、この際国会を通じ
て、内においては日本の全国民に対
し、また外においては世界の輿論に対
して、その所信と決意とを表明せらる
ることは、きわめて機宜に適した措置
であると信じておる次第でございま
す。(拍手)

なお、今種類の構成を見ますと、外
務官僚独占の感なきを得ません。漁
業、貿易などに關しましては、官民い
ずれの方面たるとを問わず、広く国民
的規模の上に専門家を起用する意向を
周囲等の方法によりまして、とかく官
有せらるるやいなや、また、今後交渉
開始の上は、隨時国会を通じて、でき
得る限り交渉の経過を發表し、民意を
られる意國ありやいなや、総理並びに
外務大臣の御所見を伺う次第であります
。(拍手)

次に、交渉に臨む大体の方針と申し
ますか、觀がまえの問題でございま
す。私は、この際本全権に対する訓
令の内容を全部質問するより非常識
のこととはいたしません。また、交渉に
臨む態度につきましては、もとより相
手方のあることでござります。相手

方の出方を見きわめた上で、なければ定しがたい事情のありますことは、了解に苦くはないのです。ともかくも相当の弾力性を持たすことが必要であると考えておる次第でございます。従つて、この際ににおける基本の方針いたしましては、懸案の全につきましてその完全な解決を終え上に國交の回復に移るといふのではなく、日本國民の國民的感覚をも考慮加えまして、抑留邦人の帰國の問題、本土問題中止舞、色丹の返還につきまして、交渉の過程において確約を取りることに努力しまして、大体の見合しがつきますれば、この辺で一応簡単な条約を締結して國交回復はかかるとが妥当であると思われるのです。

する現下の世界情勢のもとにおきましては、日ソ外交を軌道に乗せる時期を逸するおそれも多いござります。かくのごとき場合におきましては、その他の懸案全部、未解決の領土問題、漁業、貿易、国際連合、文化交流等の諸問題につきましては、国父回復後期部を逸せず直ちに交渉に入ることを条件とすべきことはもちろんでござります。(拍手)また、簡単な条約の内容といたしましては、わが党におきましては、領土の相互尊重、内政不干渉、相互侵略、互恵平等及び平和的共存の五点について原則的了解を遂げることを必要と考えておる次第でござりますが、外務大臣のこの点に対する御所見はいかん、その見解の御開示を求める次第であります。

なお、この際、南樺太と千島の問題に関しまして、わが党的立場を明らかにしておくことを必要と存ずるのでござります。南樺太と千島の返還は、全国民の国民的欲望ではござります。しかしながら、他面におきまして、吉田内閣が共産圏諸国を敵対国視するアメリカ政府の政策に同調いたしまして、日米安全保障条約を締結し、さらに行政協定によつて、日本の全土をあげてソ連と中共とに対する軍事基地と化しておる現状を無視することは許されないのでござります。(拍手)私は、ソ連に対しましてはこの際その無条件かつ即時返還を求めるることは、その実現を

期する上におきまして、いさか筋が違うではないかと存じておるのであります。従いまして、わが党といたしましては、日米安全保障条約及び行政協定の終局的廢棄及び南樺太、千島にアメリカの軍事基地を設けないことを条件といたしましてその返還を交渉することが妥当であると信じておる次第であります。(拍手)この点に關する政府の御所見はいかん。總理及び外務大臣の御所感を伺いたいのでござります。

この点に關連しまして特に御注意を求めるのは、私がここに終局的廢棄の御表現を用いた点でございます。

将来適當と認められる時期においてアメリカに對して廢棄の交渉をせられる意向ありやいなや、あわせて御答弁を得たく存する次第でございます。

(拍手)

次に内政不干渉の問題でござりますが、大正十四年の日ソ国交回復に因る基本条約中にも、宣伝の相互禁止に関する規定がございました。當時の船山一郎代議士は、幣原外務大臣に対しまして、宣伝の相互禁止に関する規定のみでは、ソ連政府の直接機関でないコミニテルンの宣伝活動を防止することはできないと、執拗に追及せられたのであります。この間のいきつたは、船山總理においても御承知のことろと存しますので、万遺漏なく期しておられるることと拝察いたしておる次第であります。念のために御所見を伺いた

いのであります。わが党といたしましては、原則的了解のほかに、具体的に内容を規定いたしまして、官民いずれを全面的に実行することを必要と信じておるのでござります。政府の御意向いかん。総理及び外務大臣の所見を伺いたいのであります。

次に、中ソ友好同盟条約の問題でございますが、吉田内閣以来、この条約の存在を理由として、ソ連並びに中共との国交回復に反対する意見がありますことは、先に述べた通りござります。従いまして、この際、わが党といたしましては、ソ連との交渉の過程におきまして、日米安全保障条約並びに行政協定の終局的廢棄を条件として、ソ連に対し中ソ友好同盟に援助条約答弁を求むる次第であります。

最後に、日本の自主中立の問題でござります。右は、韓和条約締結當時以来、わが党が終始一貫堅持してきました原則の一つでございます。世間には、住名にていたしまして、世界が米ソ二大陣営に分れております現状においては中立はあり得ない、中立は要するに觀念論である、あるいは非現実であるとの批判を加えまして、わが党の態度を非難攻撃する向きもございました。しかるに、朝鮮の休戦協定、シ

の前に明らかにして、いたく時期であると思うのでござります。(拍手)

先ほどの御答弁でも、總理大臣は、實は各黨の協力は當然得られると思つてから今まで、はあうと、おもつて、

たから今までに協力要請をしなかったのだ、今になつてしたのだ、こういう

御答がございました。これは、はな
はだとも甘い観察だと思いますけれ

ともとにかくおぞまきながらも各
党に協力方を要請された態度は、私ど

もも」とするのでござります。私ども
は、しかし、さらに一步を進めまし

て、鳩山総理大臣は、野党各派の代表もこの日ソの交渉にオブザーバーとして

て参加をしてもらうように要請される
気持がないかどうか、この点を堀山總

理大臣から御答弁をお願いいたしたいのでございます。われわれは、自由党

も、鳩山首相が期待されるように、これに協力態勢をとることを期待するも

のでございますけれども、今までの経

道あるいは外務委員会における質疑
応答等を通じて私どもが判断いたしま
して、今後はこの問題

すならば、私は自由党の協力を得られると期待することは楽観に過ぎるので

はなかなか思うのでござります。

否した場合に、鳩山総理大臣はいかよ
うにされるのか。もちろん、自由党の

協力を得ることが望ましい。しかし、どうしても協力が得られない場合に、社会党との協力を得て、この交渉を積極的に進められる御決意があるかどうか

か。この点、首相から御答弁をお願いしておきたいのですござります。(拍手) そういう態度でなければ、自由党の努力が得られないから自分はしり込みますのだ。これでは、まるで保守党政の党務外交をいう烙印を押されても仕方がないことになるのでござります。この点の御決意をはつきりと伺いたいのでござります。

今度の日ソの交渉におきまして一矢大切なことは、先ほど森島議員からも指摘されましたように、自主独立の態度を堅持してこれに臨むということであろうと思います。その場合に、私は、今まで戦争状態にあった国と平和の回復をするのでござりますし、いろいろな問題がまだ残つておるのでござりますから、どうしてもお互いが深い態度でこれに臨むならば、円満な解決はできないと思ひます。お互いは相互信用の原則をもつてこれに臨むことが、この交渉を成功させる一番大切な点であると思うのでござりますが、鳩山首相のこれに対する御決意を伺いたいのでござります。

日ソの交渉は、何よりもまず世界の緊張を緩和いたしまして、日ソ両国の間に友好関係を進めることができが基本の原則でなければなりません。領土問題、戰犯問題等は、両国の友好関係の上に立つて、平等互恵の立場から平和的にこれを解決すべきでございまして、あくまで日本の自主的立場からなるべく

きであると思うでございます。ところが、今、日本の国民は、せつからぬ交渉は始まつても、何か米国の指摘あるいは制約を受けるのではなくか、あるいはまた政府は米国に気を遣つて、なすべきことなし得なのではないかというような疑惑をや持つて、いるのが実情でござります。現に、政府は、日ソ交渉について、さわざ特使を米国に派遣するといううなことを計画しておるやうに伝えられておるのでござりますが、果してそよな意図があるのかどうか。自立の態度堅持について政府の所信を明らかにしておいていただきたいであります。この点は特に經理大臣の答弁をわざわざしたいのであります。この日の日ソの國交回復を実現して諸問題を解決いたしましたために一番大切の条件は、やはり両国民の間に友好的な空氣を盛り上げていくということであります。幾ら外交的な技術がすぐれておりましても、肝心のこの両国民の友好関係といふものが確立されなければ、土台はくずれてしまひのうございます。従つて、あらゆる具体的な策をもつて私どもはこの両国民間の好促進をはかるべきであると思うございますが、一体政府にどのような具体的策があるのか、特に外務大臣の答弁をお願いいたしたいのでござい

これに関連して、次の三点を特に伺いたい。
それは、私どもはすでにこの両国の友好関係確立についていろいろと問題を考えておるわけでござります。されば、すでに外務委員会でも出し問題でございますが、日ソ両国の国議員団を交換するということがこの實必要ではなかろうか。こういうこと現在衆議院においてわれわれは協議いたしましても、日本から國會議員に向うに行く、向うの國會議員が日本に来ようとする場合に、入国その他について政府がそつぱを向くよりでは、まことに醜態に陥るわけでござります。従いまして、これらの点について政府はどれだけ協力する決意があるか、これは特に首相の御答弁をお願いたしたいと思います。

また、御承知のように、今、日中の日ソの国交回復国民会議というものが民間の諸団体によって組織され、この日ソの国交回復を国民運動として推進しつつあるわけありますが、この會議が先般懇談会を持ちました結果、新聞紙上の報道するところによりますと、久原房之助氏あるいは小畑忠良氏など数名の者を直ちに民間代表としてロンドンあるいはモスクワに派遣され、そろそろ両国民の友好促進と日ソ歩の成功を測面から援助するようなり

お 民間 たたかひのままでに定めた会員をし除くに本邦にかまけてのいふたるをやろうではないかといふ計画がなされるやに聞いておるのでござります。」
ういうことをなされる場合に、政府としては一体これを歓迎されるのか。
せつから民間からこうい運動が起つておるのに、政府がそっぽを向いて漠然がるようでは、はなはだ困りますから、この際首相のこうい運動に対する考え方を承わっておきたいのであります。
また、私どもは、ソ連の元代表部に対する政府の態度についても、もつと融通性のある態度をもつて臨むことが、両国の友好促進をしながらこの交渉を妥結するに必要なものであると申うのであります。が、政府は、このことについて、今までのように、あくまで父國父國復かできなければ向うの旧代表部の人々とは話をしないといふよくな、かたくなな態度を堅持されるおつもりかどうか、特に外務大臣にお伺いいたしたいでござります。

通しが多少でもあるとするならば、その見通しについても明らかにしていただきたいのでございます。また、アメリカがこの日ソの交渉に対してどのような態度に出るかということにつきましても、国内にいろいろの憶測がござります。外務省の一部では、あくまでも米国は日ソ交渉を阻止するような華に出るだらうとも言われておりますし、また一部では、幾ら米国でも、この日ソの国交回復ということについては少し異存はないのだ、むしろこれを歓迎するであらうと曾れておるのでござりますが、政府の見通し、判断はどうなものであるか、外相並びに首相兩者からその見解を明らかにしていただきたいのでございます。

先ほどからいろいろ問題が提起されましたように、どもは、この日ソの交渉に当て何よりも大切なことは、国交の正常化である、これがいろいろな問題を解決する一番堅明な道であると考えておるのでござりますが、この点については、いろと具体的な問題が、今後進展するにつけても、国内にいろいろな面で起つてくると思います。たとえば戦犯の問題についても、先日以来、一部の間では、この戦犯と要求しろというような言まで吐かれつづあるのでございます。私どもは、

今は御承知のように、ヤルタ秘密協定の一部からこのよくな言が吐かれておるということについては、非常に憂慮をいたしておりますのでございます。私は、まず第一に、友好的な空氣でもつて接するといふことが一番必要であります。外國の名称をないか。このように戦犯の名称を取り消せとか、いろんな因縁のような要求を突きつけるんが腰では、この交渉は成り立たないと思うのでござりますが、これらについては政府はどういうような考え方を持っておられるのか、このことを首相から明らかにしていただきたいのでございます。

こちよく、私どもは、国交回復といふ、正常化ということを中心にしておるわけでございますけれども、一方二平和条約の交渉が長引いておくれるような場合には、とりあえず、日ソ両国においてあらかじめ協議の上、戦争終結の共同宣言を発すべきが妥当な処に進んでおる今日、これを破棄するところに向つて、もうすでに十年もたつたくなるのではなかろうかと思うのでござりますが、一体外國に対してこの問題をどのように訴えられるのか。世界に向つて、もうすでに十年もたつたヤルタ協定、しかも世界は平和的共存を進められておる今日、これを破棄するといふようなことを訴えられる御意思があるのかどうか。この点を、特に首相からお伺いいたしたいのでございます。

この諸問題の中で特にめんどうなのは、もちろん領土の問題であろうと思ひます。日本はボツダム宣言を受諾して無条件降伏をいたしたのでござりますが、その宣言には「日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」こうあるだけでございまして、千島、南樺太のソ連による領有といふこと

がこの日ソの交渉に対してもどのよう

な態度に出るかということにつきまし

ても、日本が確立する絶好の機会に際

しておるのでございますから、どうし

て、この問題を解決するに当つては、

は御承知の

よつてこれは定められたものでござ

ります。従いまして、日本政府は、現在のところ、ヤルタ協定には拘束をされ

ない、こういう答弁だけいたしておる

わけでございますけれども、幾ら私ど

もこれには拘束されないと、いう宣言

をいたしましても、ヤルタ協定が存在

しておるということは厳然なる事実で

ございます。従いまして、当然このヤル

タ協定に關係する諸国に対して政府は

何らかの働きかけをしなければならぬ

くなるのではなかろうかと思うのでござりますが、一体外國に対してこの問題をどのように訴えられるのか。世界に向つて、もうすでに十年もたつたヤルタ協定、しかも世界は平和的共存を進められておる今日、これを破棄するといふようなことを訴えられる御意思があるのかどうか。この点を、特に首相からお伺いいたしたいのでござりますが、この政府といえども及ばざるを得ないと思つてございますが、その後少くとも日本と米国の安全保障条約あるいは行政協定の根本的改訂問題に

自主独立の態度をもつてこの外交を推

進していく過程においては、当然、今

し、あるいは軍事基地の問題とも関連

してくるであります。沖縄の問題と

も関連が出てくるでございましてよ

くらうと思います。沖縄の問題と

は、米国その他のいろいろな関係が出て

くるだらうと思います。

でも、この問題を解決するに當つては、

是後に私は、この自主独立の外交を

行なう

とおも

います。

今日は、

明確な答弁を要求するものでございま

す。(拍手)

〔國務大臣(鳩山一郎君) 松本君の御質問に対するお答えをいたします。〕

〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

す。

〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

は、

請方君、鈴木君、河上君等にお目に

まい

ました。

〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

かかったのは、諸君の日ソ交渉につ

いて、

この御注意を伺つたり、あるいは政府の

方針をお話しさりする方がよいと思

います。〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

かかる

わが

が、必要がないとは何だ」と呼ぶ者あ

ります。〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

すが、これを国会を通じて国民に周知

する必要はないと考えておりますの

で、ここで説明をするわけには参りま

せん。(〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕)

かかる

が、

この御注意を伺つたり、あるいは政府の

方針をお話しさりする方がよいと思

います。〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

かかる

が、

請方君、鈴木君、河上君等にお目に

まい

ました。

〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

かかる

が、

この御注意を伺つたり、あるいは政府の

方針をお話しさりする方がよいと思

います。〔國務大臣(鳩山一郎君登壇)〕

かかる

が、

この御注意を伺つたり、あるいは政府の

方針をお話しさりする方がよいと思

おつて起きたところの諸問題を解決したい、ということは、これは当然のことでありまして、これが国交調整の基本になると考へておるのであります。それに対して野党議員をオブザーバーとして出す、ということは考へていなかつてお話をありましたが、目下のところは、そういうことは考へております。同時に、アメリカに對して特使を出すという氣分も持つておりません。もちろん、自主独立の態度を持して日ソ間の国交調整をやりたいと思つておるのであります。(拍手)

ヤルタ協定に對しては、これは当事者ではございませんから、やはりヤルタ協定に拘束され日本の主張すべきことを主張しないということは不必要なことだと考えております。

安保条約、行政協定等も、現在の状態においては改訂の意思はございません。

他の御質問に対しては、外務大臣その他から答弁することにいたします。

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) 私が答弁を申し上げる事項もほとんどなくなつたような気がいたします。ただ、若干の点について、米国の態度のことをお詫がございましたが、この日ソ交渉について米国が意見を申し述べるとかなんとかいうようなことは少しもございません。これは日本の独自の方針によつてやるわけでございます。

それから、友好関係の樹立といふことを繰り返しお話をございました。私は世界のいづれの国とも友好関係は樹立していかなければならぬと考えます。(拍手)しかし、戦争状態にある国に対しても、まずもつて戦争状態の終結をやらなければならぬ、こう考えております。(拍手)その方針をもつて日ソ交渉を進めるわけでございます。しかし、友好関係を樹立するからといって、相手方の気に入ることだけ言つております。(拍手)その方針をもつて日本にはならぬと思います。(拍手)これは臣の演説に対する質疑は終了いたしました。解を待つて関係を正常化するということになると思ひます。(拍手)

法務大臣	花村 四郎君
外務大臣	重光 葵君
大蔵大臣	一萬田 尚登君
厚生大臣	川崎 秀二君
農林大臣	河野 一郎君
通商産業大臣	石橋 萬山君
運輸大臣	三木 武夫君
郵政大臣	松田 竹千代君
労働大臣	西田 隆男君
建設大臣	竹祐太郎君
國務大臣	大麻 唯男君
國務大臣	木久保留次郎君
國務大臣	川島 正次郎君
國務大臣	杉原 荒太君
國務大臣	高橋達之助君
出席政府委員	内閣官房長官 木本龍太郎君 經濟審議厅 酒井 俊吉君 外務省參事官 安藤 吉光君 郵政省貯金局長 小野 吉郎君
朗説文省略した報告	一、去る十九日本院は衆議院議員安藤覺君、同村松久義君、同小笠原八十愛知県第四区における衆議院議員は左記のとおりであるから、同法第
自甲傍發第三〇号	昭和三十年五月二十一日
記	昭和三十年五月二十一日
選舉区 選舉 当選	当選告示 年月日
愛知県 第四区	昭和三十年五月二十一日
衆議院議員 桑谷 稲次	大蔵大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	外務大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	通商産業大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	運輸大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	郵政大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	労働大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	建設大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	國務大臣
衆議院議員 桑谷 稲次	出席政府委員
衆議院議員 桑谷 稲次	内閣官房長官
衆議院議員 桑谷 稲次	經濟審議厅
衆議院議員 桑谷 稲次	外務省參事官
衆議院議員 桑谷 稲次	郵政省貯金局長
衆議院議員 桑谷 稲次	朗説文省略した報告

美君、同松山義雄君、同石田宥全君及び川俣清秀君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。
一、去る二十日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
公安調査課次長 高橋 一郎
法務大臣官 房調査課長 位野木益雄
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十日議長において承認した高橋一郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る二十三日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
内閣総理大臣官房 審議室統括委員官 賀屋 正雄
公正取引委員会事務局長 小川清四郎
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十三日議長において承認した賀屋正雄外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
益谷議長宛 次の報告を受領した。
する報告
欠員に伴い、公職選挙法第百十二条第八条第二項の規定により報告する。
当選証書付与者の得票数 法定得票数
年月日 票数 316,232
19,764.5
39,184
愛知県 崎市油町四四九

内閣総理大臣官房審議室統轄事務官	官田上長雄は去る二十日宣旨したので、その政府委員は自然消滅になつた。
文化財保護委員会事務局長 森田 孝	一、去る二十四日益谷議長は鳩山内閣総理大臣提出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
文化財保護委員会事務局長 森田 孝	二、昨二十五日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受け領した。
日本国とタリアとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件	日本国とタリアとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件	日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件
日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件	日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十四日議長において承認した森田孝を昨二十五日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。	鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十四日議長において承認した森田孝を昨二十五日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。

一、去る二十三日当選証書の対照を

終った議員は次の通りである。

、昨二十五日衆議院規則第十四条により議長において議席を次の通り指定した。

一六九 小林 鑄君

書に、院長において脚本を次の通り変更した。

卷之三
九月
二二八
岡崎 英城君
二二九
龜山 孝一君

伊東 謙治君

一三九 楠美省吾君
一四〇 安感覺君

一四一 小枝 一雄君
一四五 森山 欽司君

一五三 川崎末五郎君

一七〇 並木 芳雄君
一七一 石坂 繁君

二〇七 有馬 英治君
二〇八 堀内 一雄君

二〇九　　徳田與吉郎君
、去る十九日大蔵委員会において、

次の通り理事を補欠選任した。

幸君去る十六日委員辞任
につきその補欠)

去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
堀内 一雄君 下川儀太郎君

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号 踏長の報告

渡邊 総裁君	文教委員	三宅 正一君
社会労働委員	橋本 龍伍君	
農林委員		水谷長三郎君
有馬 煙武君		櫻井 奎夫君
商工委員		加藤常太郎君
運輸委員		淡谷 悠蔵君
建設委員		
予算委員	畠田 弘作君	綱島 正興君
内閣委員	中村 時雄君	
一、去る十九日議長において、次の通り當任委員の補欠を指名した。		
内閣委員	松岡 松平君	櫻井 奎夫君
古屋 貞雄君		
文教委員		
社会労働委員		
農林委員		
運輸委員		
建設委員		
予算委員		
理事 古屋 貞雄君 (理事古屋貞 三宅 正一君 につきその補欠)	北澤 直吉君	
一、去る二十日法務委員会において、 次通り理事を補欠選任した。		
任委員の辞任を許可した。		
内閣委員		
櫻井 奎夫君		
古屋 貞雄君		

社会勞働委員	高橋 等君
農林水産委員	大野 市郎君
商工委員	松山 義雄君
予算委員	下川儀太郎君
井出 太郎君	小島 徹三君
平野 三郎君	松山 義雄君
議院運営委員	大橋 武夫君
一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	大橋 武夫君
内閣委員	
下川儀太郎君	渡邊 慶蔵君
社会労働委員	松山 義雄君
農林水産委員	大橋 武夫君
大橋 武夫君	平野 三郎君
高橋 等君	高橋 等君
商工委員	櫻井 奎夫君
予算委員	櫻井 奎夫君
議院運営委員	大野 市郎君
齋藤 憲三君	稻葉 修君
川村善八郎君	大野 市郎君
建設委員会	
理事 井手 以誠君（理事井手以誠君去る十三日委員辞任につきその補欠）	
理事 今村 等君（理事松尾トシ子君去る二十一日理事辞任につきその補欠）	
理事 西村 力弥君（理事西村力	

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
大橋 武夫君
地方行政委員
平野 三郎君
社会労働委員
淡谷 慎蔵君
農林水産委員
稻富 棲人君
運輸委員
予算委員
北村徳太郎君
河本 敏夫君
川村善八郎君
伊藤 好道君
井畠 繁君
議院運営委員
大野 市郎君
地方行政委員
一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
河本 敏夫君
社会労働委員
大野 市郎君
農林水産委員
志村 芳治君
運輸委員
井畠 繁君
予算委員
今松 治郎君
建設委員
山本 正一君
内閣委員
大橋 武夫君
高橋 等君
足鹿 覚君
西村 力弥君
社会労働委員
松山 義雄君
農林水産委員
山本 正一君
内閣委員
大橋 武夫君
高橋 等君
足鹿 覚君
西村 力弥君
社会労働委員
松山 義雄君
農林水産委員
山本 正一君

平野 三郎君	芳賀 賀君	稻富後人君
院議運営委員	大橋 武夫君	足鹿 豊君
建設委員	荒船清十郎君	覺君
文教委員	荒船清十郎君	源谷 悠藏君
建設委員	久野 忠治君	一、去る二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員	久野 忠治君	一、去る二十三日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
法務委員	小林 錦君	一、去る二十四日決算委員会において、次の通り理事補欠選任した。
理事	赤澤 正道君	理事田中彰
内閣委員	作君去る二十四日委員辞任	治君去る十八日委員辞任
文教委員	水山 忠則君	につきその補欠
農林水産委員	河本 敏夫君	につきその補欠
石田 実全君	志村 茂治君	一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
運輸委員	伊藤 邦一君	一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
北村徳太郎君	相川 勝六君	常任委員の辞任を許可した。
予算委員	大田 正孝君	
阿左美廣治君	今松 治郎君	
山本 正一君	福永 一臣君	
北澤 直吉君	武藏運十郎君	
芳賀 貢君		

